弥富市公共工事等入札者心得書

平成　６年　４月　１日施　　行
平成１８年　４月　１日一部改正
平成１９年　４月　１日一部改正
平成２０年　４月　１日一部改正
平成２０年　８月　１日一部改正
平成２２年　５月１９日一部改正
平成２３年　４月　１日一部改正
平成２３年　９月　１日一部改正
平成２４年　１月　１日一部改正
平成２５年　４月　１日一部改正
平成２６年　４月　１日一部改正
平成２７年　４月　１日一部改正
平成２８年　４月　１日一部改正
令和　元年１０月　１日一部改正
令和　３年　４月　１日一部改正

（趣旨）

第１条　この心得は、建設工事並びに設計、監理、調査及び測量の業務並びに物品の買入れ又は借入れ、役務の提供その他の契約の締結に関し、弥富市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（指名の取消し等）

第２条　入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

２　入札参加者が地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は入札に参加させない。

第３条　入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も、同様とする。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6)　契約により契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(7)　前各号のいずれかに該当する事実があったと認められるときから３年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

２　前項各号のいずれかに該当する者について、当該事実があったと認められるときから３年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も、同様とする。

第４条　入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は入札に参加させないことがある。

（入札保証金）

第５条　入札参加者は、入札執行前に、その見積もる契約希望金額（単価による入札にあっては、契約希望金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の１００分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1)　入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)　指名競争入札にあっては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）、一般競争入札にあっては入札公告において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第６条　前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるとこ

ろによる。

担　保　の　種　類	担　保　の　価　値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の１０分の８の金額
市長が確実と認める社債	
銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）に対する定期預金債券	当該債券証書に記載された債券金額
銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行等の保証	その保証する金額

（入札保証保険証券の提出）

第７条　入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第８条　入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

２　会計管理者は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納入者に交付する。

３　前２項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第９条　入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

２　設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

３　第１項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札公告において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（入札書記載金額）

第９条の２　前条第３項において、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

２　前項における入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。この場合において、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額をもって落札価格とする。ただし、単価契約入札においては、その端数処理は行わないものとする。

（公正な入札の確保）

第９条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、入札書と併せて第１項に規定する事項を遵守する旨の誓約書（第１号様式）を提出しなければならない。

（工事費内訳書の提出）

第９条の４　建設工事の入札については、入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

（入札）

第１０条　入札参加者は、入札書（第２号様式）に必要な事項を記載し、記名押印の上、あらかじめ指名通知書又は入札公告により示した日時及び場所において、封筒（第３号様式）に入れ、市職員の指示により提出しなければならない。

２　前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合において、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。

３　郵便による入札は、認めない。

（入札の辞退）

第１０条の２　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
(1)　入札執行前にあっては、入札辞退届（第４号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
(2)　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
（入札の不参加）
第１０条の３　入札参加資格確認通知書により入札に参加することを認められた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札に参加しないことができる。
（入札書の書換え等の禁止）
第１１条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
（入札の取りやめ等）
第１２条　指名競争入札の場合において、辞退等により入札参加者が１者となったときは、入札の執行を取りやめる。ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合は、この限りでない。
２　入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
３　開札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
（開札）
第１３条　開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者を立ち会わせて行う。
２　前項の場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。
（入札の無効）
第１４条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1)　入札参加者の資格を有しない者のした入札
(2)　所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
(3)　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
(4)　入札に際して連合等による不正行為があった入札
(5)　同一事項の入札に対し、２以上の意思表示をした入札
(6)　他人の代理を兼ね、又は２以上の代理をした者の入札
(7)　委任状を持参しない代理人のした入札
(8)　記名及び押印のない入札
(9)　入札書の記載事項が確認できない入札
(10)　入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
(11)　入札書と併せて提出することが求められる工事費内訳書を提出しない者又は不備のある工事費内訳書を提出した者のした入札
(12)　前各号に掲げるもののほか、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
（落札者の決定）
第１５条　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
２　前項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
３　第１項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
（再度入札）
第１６条　開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を定めて、再度の入札を２回を限度として行うことができる。ただし、予定価格を事前公表している場合にあっては、再度の入札は行わない。
２　次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1)　第１４条第１号から第７号までに該当する入札
(2)　前条第２項の規定により落札者とされなかった入札
(3)　前条第３項の規定による最低制限価格を下回った入札
(4)　前回の入札における最低価格以上の入札

（再度入札の入札保証金）

第１７条　前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第１８条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

２　前項の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

（入札結果の通知）

第１９条　開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときにはその旨を、開札に立ち会った入札参加者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

（契約書の作成）

第２０条　契約書を作成する場合においては、落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して７日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）以内に、市から交付された契約書に記名押印し、これを市に提出しなければならない。

２　落札者が市の承諾を得ないで前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

３　契約を締結するまでの間に、落札者が弥富市建設工事等指名停止取扱要領（以下「指名停止要領」という。）の別表第１から別表第３までに掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合において、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

（契約書の作成の省略）

第２１条　契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書又は入札公告において指示する。

（契約の確定）

第２２条　契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

（入札保証金等の還付等）

第２３条　入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

２　入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を会計管理者に提出するものとする。

３　第１項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（入札保証金に対する利息）

第２４条　入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

（入札保証金の没収）

第２５条　入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

（契約保証金等）

第２５条の２　落札者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1)　市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
(2)　市を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。
(3)　指名競争入札にあっては指名通知書、一般競争入札にあっては入札公告において、契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

２　契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1)　有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供
(2)　銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第３条に

規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社）の保証

（契約保証金等の還付）

第２５条の３　契約保証金等は、契約履行の確認後に還付する。

（議会の議決を経なければならない契約）

第２６条　弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年弥富町条例第 14 号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、落札者とは、落札決定後速やかに仮契約を締結し、議会の議決を経た上、契約を確定する。

２　議会の議決を得るまでの間に、落札者が指名停止要領の別表第１から別表第３までに掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は合意書に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。この場合において、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

（異議の申立て）

第２６条の２　入札参加者は、入札後、この心得、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（電子入札）

第２７条　あいち電子調達共同システムを利用した電子入札を行う場合の取扱いは、弥富市建設工事等電子入札実施要領及び弥富市物品等電子入札実施要領の規定を優先するものとする。

第１号様式（第９条の３関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

入札出席者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

今般の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の競争

入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）

等関係法令に抵触する行為は行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議ありません。

※　誓約書の提出がない場合は、入札に参加できません。

第２号様式（第１０条関係）
（その１）
（工事の場合）

入　　札　　書

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

入札者　住　　所
氏　　名　　㊞
（名称及び代表者の氏名）

弥富市公共工事等入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金

１　工　事　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　路線等の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　工 事 場 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
２　路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。
３　訂正し、又は抹消した箇所には、押印すること。
４　金額の数字は、算用数字を用い、頭に金の文字を記入すること。

（その２）
（委託業務の場合）

入　　札　　書

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

入札者　住　　所
氏　　名　　㊞
（名称及び代表者の氏名）

弥富市公共工事等入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記委託業務の受託料

１　委 託 業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　路線等の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　委託（納入）場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
２　路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。
３　訂正し、又は抹消した箇所には、押印すること。
４　金額の数字は、算用数字を用い、頭に金の文字を記入すること。

（その３）
（物品の買入れの場合）

入　　札　　書

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

入札者　住　　所
氏　　名　　㊞
（名称及び代表者の氏名）

弥富市公共工事等入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。

記

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円		銭

ただし、下記物品の供給代金

１　物　品　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　数　　量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　納入場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
２　訂正し、又は抹消した箇所には、押印すること。
３　金額の数字は、算用数字を用い、頭に金の文字を記入すること。

第３号様式（第１０条関係）

（表）

（宛先）弥富市長

工　事　名
（委託業務名）
路線等の名称
工 事 場 所
（委託（納入）場所）
見 積 書　　在　中

（注）　物件の買入れ等契約にあっては、「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。

（裏）

見　積　者　　住　所
氏　名
（名称及び代表者の氏名）

【注意事項】

見積書提出期限について	見積通知書に記載の提出日時までに当市に到着するよう配慮願います。
見積書様式について	任意です。貴社の様式で構いません。 ただし、見積書の封書（封印不要）については、上記を参考にして下さい。 郵送提出の場合は、二重封筒にしていただき、見積書を直接郵送封筒にすることは避けてください。
見積金額について	消費税及び地方消費税抜きの金額を記載して下さい。

第４号様式（第１０条の２関係）
（その１）
（工事の場合）

入　札　辞　退　届

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

入札者 住　所
氏　名
（名称及び代表者の氏名）

下記の工事について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

１ 工　　事　　名

２ 路 線 等 の 名 称

３ 工　事　場　所

４ 入札辞退の理由

（注）１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
２　路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。

（その２）
（委託業務の場合）

入　札　辞　退　届

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

入札者 住　所
氏　名
（名称及び代表者の氏名）

下記の委託業務について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

１ 委 託 業 務 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２ 路 線 等 の 名 称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３ 委託（納入）場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４ 入札辞退の理由 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
　　２　路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。

（その３）
（物品の買入れの場合）

入　札　辞　退　届

年　　月　　日

（宛先）弥富市長

入札者 住　所
氏　名
（名称及び代表者の氏名）

下記の物品の買入れについて指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

１　物　　品　　名

２　数　　量

３　納　入　場　所

４　入札辞退の理由

（注）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。